農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領

制定 3 農 振 第 2921 号 令 和 4 年 4 月 1 日

最終改正 令和6年4月1日付け 5農振第3314号

第1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)第3の1の(1)の農山漁村発イノベーション対策の実施については、当該要綱によるほか、この要領に定めるところによる。

第2 定義

- 1 この要領において「農山漁村発イノベーション」とは、活用可能な農山漁村の 地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組 等、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する取 組をいう。
- 2 この要領において「地域資源」とは、農林水産物をはじめ、棚田、森林等の農林 地及びその景観、ジビエ、バイオマス並びに間伐材のほか、地域に賦存する農林 水産業に関わる多様な地域資源をいう。
- 3 この要領において「農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会」とは、都 道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、管轄区域内の農林漁業者等 (農林漁業者又はこれらの者の組織する団体をいう。以下同じ。)、食品産業の事 業者その他の商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て組織する 協議会をいう。

なお、農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会の名称は、実情に応じて別の名称としても差し支えない。また、複数の市町村で農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会を組織する場合には、当該複数の市町村の区域で4の市町村戦略を策定することができる。

- 4 この要領において「農山漁村発イノベーション等の取組に関する戦略」とは、 都道府県又は市町村が、別記2-2の別表1の事項2の具体的な事業内容の欄の (4)に定める(ア)から(ケ)までに掲げる事項を含む6次産業化、農商工連携及 び地産地消を含む農山漁村発イノベーションの取組に関して策定する戦略をい い、このうち都道府県が策定するものを「都道府県戦略」といい、市町村が策定す るものを「市町村戦略」という。
- 5 この要領において「特認団体」とは、法人格を有さない団体であって、以下の要件を全て満たすものをいう。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。

- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
- (4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。
- (5) 別記2-1の事業を行う場合においては、都道府県知事が地方農政局長等と協議の上で、特に必要であると認める団体であること。
- (6)別記2-2の事業を行う場合においては、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が特に必要と認める団体であること。
- 6 この要領において「コンソーシアム」とは、以下の要件を全て満たす事業化共 同体をいう。
- (1)構成員の中から代表者又は代表団体が選定されており、当該代表者又は代表団体が交付金交付に係る全ての手続等を担うこと。
- (2) 定款、組織規程、経理規程、組織運営に関する規約があること。
- (3) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されること。
- (4) 別記2-1の別表1の事項5の事業を行う場合においては、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。)第7条又は第8条の規定に基づく認定を受けた認定研究開発・成果利用事業者又は当該事業者を含む関係者で構成されるものであること。
- (5) 別記2-2の事業を行う場合においては、民間団体等及び特認団体を含む関係者で構成されるものであること。
- 7 この要領において「生産緑地地区」とは、生産緑地法(昭和49年法律第68号) 第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区をいう。
- 8 この要領において「特定農山村地域」とは、特定農山村地域における農林業等 の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第 4項の規定に基づき公示された特定農山村地域をいう。
- 9 この要領において「振興山村」とは、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7条第1項の規定に基づき指定された振興山村をいう。
- 10 この要領において「過疎地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(※)をいう。
 - ※ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。
- 11 この要領において「半島振興対策実施地域」とは、半島振興法(昭和60年法律

第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。

- 12 この要領において「離島振興対策実施地域」とは、離島振興法(昭和 28 年法律 第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をいう。
- 13 この要領において「沖縄地域」とは、沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号) 第 3 条第 1 号に規定する沖縄をいう。
- 14 この要領において「奄美群島」とは、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年 法律第 189 号) 第 1 条に規定する奄美群島をいう。
- 15 この要領において「小笠原諸島」とは、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第79 号) 第4条第1項に規定する小笠原諸島をいう。
- 16 この要領において「特別豪雪地帯」とは、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年 法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯をいう。
- 17 この要領において「指定棚田地域」とは、棚田地域振興法(令和元年法律第42 号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。
- 18 この要領において「中山間地域」とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域をいう。
- 19 この要領において「農業振興地域」とは、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域をいう。
- 20 この要領において「漁業集落」とは、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定に基づき指定された漁港 の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落をいう。

第3 事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、第4から第7までに定めるほか、表1に掲げる事業ごとにそれぞれの別記に定めるものとする。

(表1)

事業名	別記
1 農山漁村発イノベーション推進事業(地域活性化型)	別記1
2-1 農山漁村発イノベーション推進事業(農山漁村発イノベーション創出支援型)農山漁村発イノベーション推進支援 事業	別記2-1
2-2 農山漁村発イノベーション推進事業(農山漁村発イノベーション創出支援型)農山漁村発イノベーションサポート	別記2-2

事業	
2-3 農山漁村発イノベーション整備事業 (産業支援型)	別記2-3
3 農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)	別記 3
4 農山漁村発イノベーション推進事業(農泊推進型)及び農山漁村発イノベーション整備事業(農泊推進型)	別記 4
5 農山漁村発イノベーション推進事業(農福連携型)及び農山 漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)	別記 5

第4 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施について、別に定めるところにより 本交付金を交付する。
- 2 国は、都道府県に交付した本交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事に対し、本交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された本交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第5 未しゅん功工事について

施設等の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について(昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知)、未しゅん功工事の防止について(昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知)及び未しゅん功工事の防止について(昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知)により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第6 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 分(負)担金の徴収に当たっては、分(負)担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農林漁業者の組織する団体等の根拠法規のない場合についても請求書を発行する等の方法により、個人別分(負)担を明確にするとともに、徴収の都度領収書を発行しておくこと。
- 2 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の 上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 3 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて 行うこと。
- 4 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。
- 5 人件費の算定等にあっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正 化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に従 うこと。

第7 事業実施主体が行う関係書類の整備保管

事業実施主体は、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を保管しておくものとする。

- 1 予算関係書類
- (1)事業実施に関する総会等の議事録及び農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)及び農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)において代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由
- (2) 予算書及び決算書
- (3)分(負)担金賦課明細書
- (4) その他
- 2 工事施行関係書類

(直営施行の場合)

- (1) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (2) 賃金台帳及び労務者出役簿
- (3) 工事日誌及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証(建築工事の場合に限る。)
- (5) 実施設計書及び出来高設計書
- (6) その他関係書類

(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)

- (1)入札てん末書類
- (2) 請負等契約書類
- (3) 工事完了届及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証(建築工事の場合に限る。)
- (5) 実施設計書及び出来高設計書
- (6) その他
- 3 経理関係書類
- (1) 金銭出納簿
- (2) 分(負) 担金徵収台帳
- (3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等)
- (4) その他

4 往復文書等

- (1)農山漁村発イノベーション推進事業(地域活性化型、農山漁村発イノベーション創出支援型、農泊推進型及び農福連携型)並びに農山漁村発イノベーション整備事業(農泊推進型及び農福連携型)にあっては、本交付金の交付から財産処分等に至るまでの振興推進計画等、申請書類、交付決定書類及び承認書類並びに設計書類
- (2) 農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)にあっては、事業実施主体 と都道府県等の間で行われた全ての往復文書
- (3)農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)にあっては、本 交付金の交付から財産処分等に至るまでの申請書類(費用対効果分析に係る資 料など判断の根拠とした資料を含む。)、交付決定書類及び承認書類並びに設 計書類

- 5 施設管理関係書類
- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第8 電磁的記録による作成・保管、電子情報処理組織による申請等

- 1 この要領に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、 台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なもの は、電磁的記録によることができる。
- 2 事業実施主体は、この要領に基づき事業承認者に対して行う申請、報告及び届出(以下「申請等」という。)については、この要領の各規程の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により申請等を行う場合において、この要領に基づき当該申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 3 事業実施主体は、前項の規定により申請等を行う場合は、この要領の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 4 事業承認者は、2の規定により申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 5 事業実施主体が2の規定によりシステムを使用する方法により申請等 を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に 係る規約に従わなければならない。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知)は、廃止する。
- 3 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の配分 基準(平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知)は、 廃止する。
- 4 この要領の施行に伴い、6次産業化サポート事業実施要領(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 食産第 4902 号農林水産省食料産業局長通知)は、廃止する。
- 5 この要領の施行に伴い、地域の食の絆強化推進運動事業実施要領(令和3年3月 29日2食産第6780号農林水産省食料産業局長通知)は、廃止する。
- 6 2から5までの通知によって令和3年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
- (1)農山漁村振興交付金(地域活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29 農振第2262号農林水産省農村振興局長通知)
- (2)農山漁村振興交付金(農泊推進対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農 振第2292号農林水産省農村振興局長通知)
- (3)農山漁村振興交付金(農福連携対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農 振第2271号農林水産省農村振興局長通知)
- 3 この通知による改正前の農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策) 実施要領(令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知) により令和4年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うも のとする。
- 4 2の規定による廃止前の通知によって令和4年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって令和5年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

農山漁村発イノベーション推進事業(農福連携型) 及び農山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)

第1 定義

- 1 この別記において「地域協議会」とは、市町村のほか、農林水産業経営体及び 社会福祉事業者等を構成員とする団体であって、次に掲げる事項を定めた規約等 について、各構成員が同意した団体をいう。
- (1) 目的
- (2) 構成員、事務局並びに代表者及び代表権の範囲
- (3) 意思決定方法
- (4)解散した場合の地位の継承者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計及び監査の方法
- (7) その他運営に関して必要な事項
- 2 この別記において「農福連携」とは、農林水産業を営む法人による障害者等の 雇用、障害者就労施設の農林水産業への参入等により、障害者等が農林水産業に 従事することを促進し、農林水産業の経営発展並びに障害者等の社会参画及び高 齢者の生きがいの創出を実現する取組をいう。
- 3 この別記において「障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する者をい う。
- 4 この別記において「生活困窮者」とは、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業において、就労に向けた支援計画(プラン)が作成されている者をいう。
- 5 この別記において「高齢者」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第19 条第1項の認定を受けた65歳以上の者をいう。
- 6 この別記において「障害者等」とは、3から5までに掲げる者をいう。
- 7 この別記において「ユニバーサル農園」とは、農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験を提供する農園をいう。
- 8 この別記において「処分制限期間」とは、農林畜水産業関係補助金等交付規則 (昭和31年農林省令第18号)第5条に規定する耐用年数に相当する期間をい う。
- 9 この別記において「財産処分」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関 する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)第 22 条に規定す る財産の処分をいう。

第2 事業内容等

交付等要綱第3の2及び別表1により農村振興局長が別に定める交付対象事業の 具体的な内容等は、別表1及び別表2に定めるものとする。なお「事業実施主体」 とは、別表1にそれぞれ定める事業実施主体をいう。

第3 事業の実施手続等

1 事業の公募

別表1の事項1、2及び3の(1)の事業については、別に定める公募要領により、農村振興局長が事業実施提案書の公募を行い、別表3に定める事業承認者 (以下「事業承認者」という。)が交付金交付候補者の選定を行うものとする。

2 事業実施の手続

(1) 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の策定等

事業実施主体は、1の選定を受けてから1月以内に、交付等要綱第5の農山漁村振興推進計画及び同要綱第6の事業実施計画(以下「振興推進計画等」という。)を策定し、次に定める様式により、事業承認者へ提出するものとする。

なお、振興推進計画等の提出に当たっては、地域協議会が事業実施 主体となる場合にあっては、地域協議会の設立を確認できる資料を添 付するものとする。

ア 別表1の事項1及び2の振興推進計画等の様式は、別紙様式第1号 とする。

イ 別表1の事項3の振興推進計画等の様式は、別紙様式第2号とする。

(2) 環境負荷低減のチェックシートの作成等

事業実施主体は、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、振興推進計画等に添付して事業承認者へ提出するものとする。

なお、当該チェックシートの作成にあたっては、事業実施主体の区分に該当する様式を使用することとし、次のとおりとする。

事業実施主体の区分	様式名
農業者	別紙様式第3号の1
畜産業者	別紙様式第3号の2
林業者	別紙様式第3号の3
漁業者	別紙様式第3号の4
その他民間事業者等	別紙様式第3号の5

(3) 振興推進計画等策定の留意事項

振興推進計画等の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 別表1の事項1及び2の事業にあっては、当該計画の開始年度から 起算して3年目の年度(以下「目標年度」という。)までの事業の実 施内容を記載するとともに、当該事業の実施によって実現しようとす る農林水産業及び関連事業(事業実施主体及び事業実施主体と連携す る者が生産する農林水産物の加工・販売等を行う事業をいう。以下同 じ。)に関する障害者等の雇用者数又は就労者数、売上高及び交流人 口に係る各年度の数値目標を必ず定めること。

ただし、事業内容がユニバーサル農園の開設に係るもののみである場合は「雇用者数又は就労者数」を「当該農園以外での雇用又は就労に至る者の人数」と読み替えて数値目標を定めるものとする。

イ 別表1の事項3の事業にあっては、事業の実施によって実現しようとする数値目標を定めること。

- ウ 目標の設定内容に対して、取組の内容が妥当であること。
- エ 別表2の事項2の交付率及び助成額の欄中2の(3)の事業については、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、助成額の上限を2,500万円とする。また、当該事業は従前から農林水産物の生産に携わっている者であって、新たに農福連携に取り組む者を重点的に支援する。
 - (ア) 農福連携の取組を取り入れて経営改善を積極的に進めるための振 興推進計画等であり、当該施設等の整備による全ての効用によって 全ての費用を償うことが見込まれること。
 - (イ) 農福連携のモデル的な取組として全国的な横展開に資するものであること。
 - (ウ)振興推進計画等において農福連携の取組に当たり地域の福祉団体 等関係団体との連携が確実であることが明示されていること。
 - (エ)振興推進計画等において事業開始年度から目標年度までの各年度 について、農林水産業経営の発展のための経営分析を行うことが明 示され、かつそのための費用を見込んでいること。
- (4)事業承認者は、(1)により提出された振興推進計画等の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合は、これを承認するものとする。
- (5) 別表1の事項3の事業を除き、事業実施主体は、事業の開始年度の 翌年度において、1年目の成果及び実績を考慮した上で、別紙様式第 3号により年度別事業実施計画を策定し、4月末日までに事業承認者 へ報告するものとする。
- (6) 事業承認者(農村振興局長を除く。)は、(3)により承認した振興推進計画等については別紙様式第4号により、(4)により報告された年度別事業実施計画については別紙様式第5号により、農村振興局長に報告するものとする。
- 3 2の(1)から(3)までの規定及び2の(5)の振興推進計画等に係る規定は、振興推進計画等の変更のうち次に掲げるものについて準用する。この場合において、2の(1)の規定中「1の選定を受けてから1月以内に」とあるのは「振興推進計画等を変更するときは」と読み替えるものとする。
- (1)総事業費の3割を超える増減
- (2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3) 各事業の追加及び廃止

4 事業の委託

- (1)事業実施主体は、委託に要する費用について、原則として経済性の 観点から同一の仕様で相見積りを取り、その中で最低価格を提示した 者の見積りを積算内容の根拠とする。相見積りを取らない場合又は最 低価格を提示した者を選定しない場合にあっては、その選定理由を明 らかにした理由書を事業承認者に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託する業務の 内容を具体的に明記するものとする。また、委託した業務が終了した かどうかについて、委託先が作成した報告書等により確認するものと する。

第4 助成

交付等要綱第3の2及び別表1により農村振興局長が別に定める交付対象事業の実施に要する経費は、下表に定めるもの及び工事費等(第8の1に掲げる経費とする。)とする。

_ , -, , ,		する。
	区 分	経費
1	賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2	報償費	謝金
3	旅費	普通旅費及び特別旅費(委員等旅費、研修旅費及
		び日額旅費)
4	需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等(飲食、喫
		煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない
		経費は助成の対象外)
5	役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6	委託料	コンサルタント等の委託料(原則として年度ごと
	21,11	の事業費の5割までとする。ただし、「入札・契約
		手続等の一層の改善について」(平成21年3月18
		日 20 経第 2075 号農林水産省大臣官房経理課長通
		知)別紙の4の(2)のアに定める適用除外業務に
		ついてはこれを準用する。このとき、「委託先」は
		「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」
		と、「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替え
		こ、「天が担当日寺」は「事業外応祖」と肌が有えるものとする。)
7	使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料
'	使用科及い真相科	云物、貝各根用日勤単、事業用機機确具等の個科 及び損料
	洪口畔1 进	2 - 2 11 1
8	備品購入費	事業の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購
		入費(減価償却期間の耐用年数等に関する省令(昭
		和 40 年大蔵省令第 15 号)別表等による耐用年数
		(以下単に「耐用年数」という。)が3年以下のも
	수미 국 대	のに限る。)
9	報酬	委員手当、技術員手当(給料及び職員手当(ただ
	II \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	し退職手当を除く。))
10	共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11	補償費	借地料等(耕作に供する等の経常的なものを除
		⟨。)
12	資材等購入費	事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験
		用資材費等(耐用年数が3年以下のものに限る。)
13	機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

なお、人件費(賃金等)の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

第5 実施基準等

別表2の選定要件7に掲げる基準は、次のとおりとする。

1 別表1の事項1及び2の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこととする。

- (1) 自立的かつ継続的な取組であって、農福連携の取組の全国展開に資するものと見込まれること。
- (2) 障害者等の雇用及び就労を確保しつつ地域農林水産業の維持を図ること、農林水産物生産施設において生産された農林水産物及びその加工品を直売所で販売すること等を通じ地域コミュニティの維持を図ること、農林水産業の有する福祉的機能(癒しを与える機能等)を通じて高齢者の生きがいの創出並びにリハビリ及び介護を図ること等に積極的に取り組むことが確実であること。
- 2 別表1の事項3の(2)の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこととする。
- (1) 自立的かつ継続的な取組であって、専門人材の育成等を行う取組の全国展開 に資するものと見込まれること。
- (2) 障害者の就労を促進しつつ地域農林水産業の維持を図ること、地域内における農作業の請負等を通じ地域交流及び地域コミュニティの維持を図ること等に積極的に取り組むことが確実であること。
- 3 別表1の事項2の事業を実施する場合にあっては、1の基準と併せて、次に掲 げる基準を満たすこととする。
- (1)整備する施設の利用計画(以下「利用計画」という。)について、当該施設が必要かつ適切な規模であるとともに、利用計画に沿って、耐用年数の期間にわたり適切に利用されると認められること。
- (2) 資金の融通を受ける場合にあっては、資金調達方法が明示されており、振興 推進計画等において償還計画が作成されるとともに、当該計画が確実に実行さ れると見込まれること。
- (3) 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完成した施設等を対象とするものではないこと。
- (4) 用地の買収、貸借等に要する費用、補償費並びに既存施設の取壊し及び撤去 に係る経費が、事業の対象経費となっていないこと。
- (5) 事業の用に供する用地等について、事業実施主体が所有権を有すること若しくは賃借権(当該用地等の所有者が市町村である場合にあっては、使用貸借権又は賃借権)の設定を受けていること又はこれらの権利を得ることが確実であること。
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認、河川法(昭和39年法律第167号)に基づく占有の許可、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく許可等を必要とするときは、事業実施主体が、関係法令の定めるところにより、これらを受けることができることが確実であること。
- (7) 既存施設を事業の用に供する場合や、古品又は古材を事業の用に供する場合にあっては、既存施設又は資材の有効利用の観点及び事業費の低減等の観点からみて、事業実施の実情に即し必要があると認められること。また、次に掲げる条件を満たしていること。
 - ア 既存施設を事業の用に供する場合にあっては、既存施設の取り壊し又は撤 去に係る経費を補助対象経費としないこと。
 - イ 古品又は古材を事業の用に供する場合にあっては、次の全ての要件を満た すものであること。
 - (ア) 古品又は古材を事業の用に供する場合は、古品又は古材を利用することにより新品又は新資材を事業の用に供する場合より事業費が低減される場合に限るものであること。

- (イ)利用する古品又は古材の材質、規格、型式等は、新品又は新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合がないものであり、かつ、新品又は新資材と同程度の耐用年数を有するものであること。
- (ウ) 古品又は古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品又は新資材の 価格を下回るものであること。なお、事業実施主体が無償で入手した古品 又は古材については、交付対象としないこと。
- (エ) 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないこと。
- (8) 交付対象とする施設等は、原則として耐用年数が5年以上のものであること。また、整備された施設等は、共同利用施設とすること。
- (9) 個人所有の施設、専ら個人が使用する施設、目的外使用のおそれがあるもの、事業効果が少ないもの及び汎用性のある備品等は、交付対象としないこと。
- (10) 施設等の規模については、類似する施設等に比べて著しく過大となっていないこと。
- (11) 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。
- (12) 都道府県又は市町村が事業実施主体の負担分を負担する場合においては、国の負担額が、事業費から当該都道府県又は当該市町村等が負担する合計金額を 差し引いた金額を上回っていないこと。
- (13) 農林水産物を加工又は販売する施設の整備にあっては、事業実施主体が生産 に携わる農林水産物及び当該事業実施主体と連携して農林水産物の生産を行う 者が生産する農林水産物が、当該施設における加工又は販売に供される農林水 産物の過半を占めるものであること。
- (14) 農業生産施設の整備に当たっては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産省事務次官依命通知)の記に基づくこと。
- (15) 費用対効果分析は、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策の うち農山漁村発イノベーション整備事業)費用対効果算定要領(令和4年4月 1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知)に定めるところによ り行うものとし、この分析結果が当該通知の基準を満たすものとする。
- 4 別表1の事項1の事業の取組においてリース方式で設備を導入する場合は、次によるものとする。
- (1) リース期間は、耐用年数の過半以上かつ耐用年数以内とする。
- (2) リースによる導入に対する本交付金の交付額(以下「リース料交付額」という。) については、リース期間や残存価格などの条件により、それぞれ次の算式によるものとする。
 - ア リース期間を耐用年数と同年かつ残存価格を設定しない場合 「リース料交付額」=リース物件購入価格(消費税抜き)×1/2
 - イ リース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合 「リース料交付額」=リース物件購入価格(消費税抜き)×(「リース期間」 \div 「耐用年数」)×1/2

- ウ リース期間満了時に残存価格を設定する場合
 - 「リース料交付額」 = (リース物件購入価格(消費税抜き) 「残存価格」) \times 1 \angle 2
- エ リース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつリース期間満了時 に残存価格を設定する場合

「リース料交付額」=イ又はウにより算定した額のうちいずれか小さい金額

- (3) リース方式により導入する物件の購入先の選定に当たっては、当該物件の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図らなければならない。
- (4) 移動式トイレの導入に当たっては、障害者等が作業を行う現場のうちトイレ が整備されていないものが2箇所以上に分散していること。
- (5) 交付対象とするリース物件は、本事業の取組以外の目的で使用してはならない。

ただし、災害時における応急的な使用についてはその限りではない。

- (6) 事業実施主体は、リース方式により導入した物件の使用簿を整備して使用 日、使用時間、使用場所、用務、その他必要な事項を記載して管理するととも に、事業承認者の求めがあった場合には速やかに提出しなければならない。
- (7) 交付に当たっては、事業承認者は、対象とする物件で同種同能力のものについて、事業実施主体ごとに交付額の著しい差異が生じないよう、希望小売価格を参考にして交付額の上限を定めるなど公平性の確保に努めるものとする。
- (8) 次に掲げるものは交付対象としない。
 - ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
 - イ 事業実施主体が、導入に係る経費について、他の補助金を受けた、又は受け る予定のもの
 - ウ 購入選択権 (リース期間満了後、一定の価格でリース物件を買い取ることの できる権利をいう。) 付きリース
- (9) 事業承認者は、リース契約期間における契約の履行状況及び物件の利用状況 について、事業実施主体に報告を求めることができる。

第6 事業の施行

別表1の事項2の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる事項を踏まえるものとする。

- 1 事業の施行
- (1) 実施設計書の作成
 - ア 事業実施主体は、本事業の施行に当たっては、あらかじめ総会の議決等所 要の手続を経て事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するも のとする。なお、複数年度で工事を実施する場合は、実施設計書において年 度ごとの事業量及び事業費の区分を明確にすることとする。
 - イ 実施設計書の作成に当たり、事業実施主体にその作成能力がない場合に は、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、総会の議決等所要の手続を行った上で、原則として指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法(代行施行による競争見積等)により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 施行方法

本事業は、次に掲げる施行方法によって実施するものとし、一の事業については一の施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の抑制を図るため適切と認められる場合には、一の事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行は、原則として請負施行によるものとし、また、機械及び器具の購入は、直営施行によるものとする。 ア 直営施行

(ア) 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、農業農村整備 事業等における農家・地域住民等参加型の直営施行について(平成14年3 月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知)に 基づき実施するものとする。

(イ) 購入

機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係者からのカタログの入手や参考見積りの徴収により予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、bの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- a 事業実施主体が、農業者等の組織する団体であって、競争入札に付し 難い場合において、総会等の議決を得る等の手続を経た場合
- b 競争入札に付しても入札者がない場合、又は落札に至らなかった場合 イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、 仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内 に工事を完了させるものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査 等については、次に掲げる方法により行い、適正を期するものとする。

(ア)請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付す ものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、bの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- a 事業実施主体が、農業者等の組織する団体であって、競争入札に付し 難い場合において、総会等の議決を得る等の手続を経た場合
- b 競争入札に付しても入札者がない場合、又は落札に至らなかった場合

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事 完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功 検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請 負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるもの とする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付する ものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合にあっては、総会等の議決等所要の手続を行う ほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確 にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、 請負施行に準じて適正に行うものとする。

工 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等(以下「代行者」という。)と、施設の基本設計の作成(必要な場合に限る。)、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理(工事の監理を含む。)等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとする。当該契約に基づき委託を受けた代行者(以下「受託代行者」という。)は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

(ア) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合にあっては、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等の所要の手続を行うものとする。

(イ) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない場合、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ウ) 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、 交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることか ら、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議 を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業 実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工 管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体 制を整備するものとする。

(エ) 施工業者の選定

建築施工業者並びに機械及び施設の製造請負人の選定については、事業 実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、 資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競 争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

(オ) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の抑制を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ) 工事監督

受託代行者は、(エ)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指揮監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内に竣工検査を行った上で引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、竣工検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク) 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

2 工事実施の手続

- (1) 事業実施主体は、事業に係る工事に着手するときは、速やかにその旨を別紙 様式第6号により、事業承認者に届け出るものとする。
- (2) 事業実施主体は、工事が完了したときは、別紙様式第7号により、事業承認者に届け出るものとする。
- (3) 事業承認者は、(2) による届出があった場合には、現地調査等により完了 の確認を行い、不適正な事態がある場合には、手直し等の措置を指示するものとする。
- (4) 事業実施主体は、(3) による指示があった場合には、手直し等の措置を講じるものとする。
- 3 契約の適正化

本事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について(平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知)により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第7 施設等の管理

別表1の事項2の事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効果的な運用を図り、適正に管理運営を図るものとする。

1 管理主体

施設等の管理については、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。

2 管理方法

- (1) 1により管理を行う者(以下「管理主体」という。)は、施設等の管理状況を把握するため、補助金等交付事務の取り扱いについて(昭和39年11月19日付け39経第4086号農林大臣官房経理課長通知)様式第3号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2)管理主体は、その管理する施設等について、総会の議決等の所要の手続を経て管理規程及び利用規程を定めることにより、適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図るため、更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
- (3) (2) の管理規程には、次に掲げる事項のうち必要な項目を記載するものとする。
 - ア 事業名及び目的
 - イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
 - ウ 設置場所
 - エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
 - オ 保全に関する事項
 - カ 償却に関する事項
 - キ 更新に必要な資金の積立に関する事項

- ク 管理運営の収支計画に関する事項
- ケ その他必要な事項
- (4) (2) の利用規程には、次に掲げる項目のうち必要な項目を記載するものとする。
 - ア 事業名及び目的
 - イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
 - ウ 設置場所
 - エ 利用者の範囲
 - オ 利用方法に関する事項
 - カ利用料に関する事項
 - キ その他必要な事項
- (5) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌、施設利用簿等を適宜作成し、整理保存するものとする。
- 3 増築等に伴う手続

事業実施主体は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築若しくは模様替えを行おうとするときは、あらかじめその旨を別紙様式第8号により、事業承認者に報告するものとする。

また、当該報告があった場合、事業承認者は、必要に応じて、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

第8 交付対象事業費の内容、構成及び積算

- 1 別表1の事項2の事業に係る交付対象事業費の内容等は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 簡易な基盤整備

区画整理等の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

- 1 工事費関係
- (a) 工事費
- (b) 測量設計費
- (c)機械器具費
- (d) 営繕費
- (e) 実施設計費
- 2 工事雑費

支給品費を含む。

工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費 工事の施行に必要な機械器具等の購入費(耐用年 数期間が工事期間を超えるものを除く。) 工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及 び借入に必要な経費

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション 対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業の 附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて(令和 4年4月1日付け3農振第3019号農村振興局長 通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通 知」という。)の記の2

(2) 機械器具

機械器具の購入に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

- 1 機械器具費
- (a) 本機購入費
- (b) 付属機械器具 購入費
- 2 工事雜費

機械器具は汎用性がないものに限る。

本機及び付属機械器具の運送料、定置式機械の据付料

(3) 建設工事及び製造請負工事

建設工事及び製造請負工事の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

- 1 工事費
- (a) 建設工事費
- (b) 製造請負工事費
- (c)機械器具費
- 2 実施設計費
- 3 工事雜費

機械器具は汎用性がないものに限る。

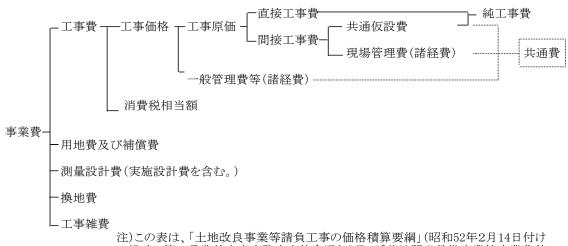
附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2

2 交付対象事業費の構成

1の交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

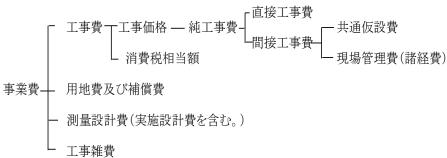
(1) 基盤整備

ア 請負施行の場合



注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準拠したものである。

イ 直営施行の場合



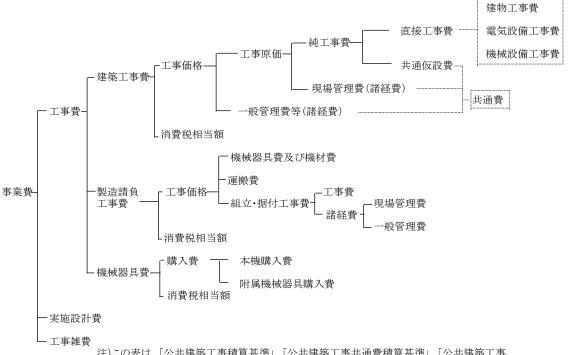
注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したものである。

(2)機械器具



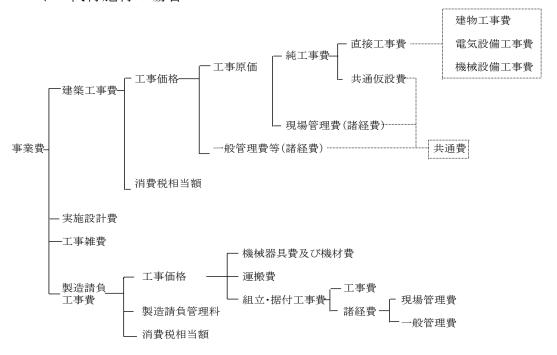
(3) 建設工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



注)この表は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について(平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

イ 代行施行の場合



3 本交付金対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次に掲げる方法により積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合にあっては、事業費の構成、積算等に当たり、 諸経費(現場管理費、一般管理費等)を計上しないものとする。

(1) 簡易な基盤整備

ア 区画整理等の整備の積算

原則として土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良事業等請負工事標準積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知)その他実施しようとする事業と同種の団体営級の公共事業に準じて積算するものとする。

イ 測量設計費

測量設計費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な委託費又は請負費とする。

(2) 機械器具

機械器具のみの購入に係るものについては、本機購入費、付属作業機購入費等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確にした上で、性能の比較検討を行うものとする。

(3) 建設工事及び製造請負工事

建設工事に伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

a 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は直接工事費、共通費及び消費税相当額に、製造請負

工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器 具は、本機、附属作業機械等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

b 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、

「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について(平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知)に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあっては事業実施主体が、代行施行にあっては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管 理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合には、工事材料を支給することが工 事費の低減につながるかどうかを検討し、工事費の低減につながるとき は、原則として工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品又は古材

古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。

(工) 共涌仮設費

共通仮設費は、建物又は工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に 掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に 応じて適正に行うものとする。

70 7 7 7 7 7 7	70076900
区 分	内容
N/ //	
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その
	他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通的に必要 な仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	な仮施設等の設置、撤去、補修寺に奏りる賃用 仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工
工	事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等
	に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養
	生等に要する費用
動力用水光熱	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用
費	並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要
	する費用

技術管理費機械器具費 安全費 品質管理、出来高管理、試験等に要する費用 共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用

工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する 費用

運搬費その他

共通仮設に伴う運搬に要する費用 上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(才) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行においては請負人等が、 直営施行においては地方公共団体等が出資する法人が必要とする、表1 に掲げる現場管理費及び表2に掲げる一般管理費とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

ただし、直営施行において地方公共団体等が出資する法人の一般管理 費等の直接工事費に対する比率については、利益相当率を除くものとす る。

表 1 現場管理費

区 分	内容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保
租税公課	険法(昭和 22 年法律第 50 号)による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の
保 険 料	証紙代等、諸官公署手続費用
従業員給与手当	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠 償責任保険及び法定外の労災保険の保険料 現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当 (交通費、住宅手当等)及び賞与、施工図等を外注
退 職 金	した場合の設計費等
法定福利費	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金 現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生
福利厚生費	年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済 制度に基づく事業主負担額
事務用品費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、 医療等に要する費用 事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌
通信交通費	等の購入費及び工事写真代等の費用

補償費

原価性経費配賦 額

雑費

通信費、旅費及び交通費

工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に 支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補 償費を除く。

本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店 が処理した場合の経費の配賦額

会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する経 費、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表 2 一般管理費

区 分 内 容 取締役及び監査役に要する費用 役 員 報 膕 従業員給与手当 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び 賞与(賞与引当金繰入額を含む。) 本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金 退 職 金 (退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含 法 定 福 利 費 ts.) 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用 福利厚生費 保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負 扣額 本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与 維持修繕 費 被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用 事務用品費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管 理費等 事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、 通信交通費 動力用水光熱費 新聞参考図書等の購入費 調査研究費 通信費、旅費及び交通費 広告宣伝費 電力、水道、ガス等の費用 交 際 技術研究、開発等の費用 費 寄 付 広告、公告又は宣伝に要する費用 金 地 代 家 得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用 賃 減価償却費 社会福祉団体等に対する寄付 事務所、寮、社宅等の借地借家料 試験研究償却費 建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額 開発償却費 新製品又は新技術の研究のために特別に支出した 費用の償却額 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市 租 税公 課 場の開拓のために特別に支出した費用の償却額 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有 保 険 料 契約保証費 料その他の公課 火災保険その他の損害保険料 雑 費 契約保証に必要な費用

社内打合わせの費用、諸団体会費等の上記のいず れの項目にも属さない費用

(カ)消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費(地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。)及び設計費(設計に必要な費用とする。)とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計等と併せて工事の施工監理を建築士等に委託し、又は 請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができ るものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものと する。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付対象としないものとする。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、附帯事務 費及び工事雑費の取扱通知の規定にかかわらず、一般管理費については、地 方公共団体等が出資する法人が事業承認者と協議して定める算定方式により 算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費 及び組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

第9 事業の評価

別表1の事項1及び2の事業にあっては、事業実施主体は、次に定める ところにより交付等要綱第7の事業実施後の評価等を実施するものとす る。

- 1 事業実施主体は、事業開始年度から目標年度までの毎年度について、 振興推進計画等に定められた目標の達成状況等について評価を行い、次 のとおり事業承認者に報告するものとする。
- (1) 事業の評価については、取組状況、事業実績、事業実施体制等を踏まえた総合評価を行うものとする。
- (2) 事業の評価の報告は、別紙様式第9号により、事業開始年度の翌年 度から目標年度の翌年度までの期間において、5月末日までに行うも のとする。
- 2 1により報告を受けた事業承認者は、事業実施主体から報告された評価の内容を評価し、その結果を地方農政局等のホームページで公表するものとする。また、事業承認者(農村振興局長を除く。)は、当該評価

結果を別紙様式第10号により農村振興局長へ速やかに報告するものとする。

- 3 事業承認者は、2の評価に当たり、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。第三者機関は1により報告された評価について、その評価及び検証を行い、別紙様式第11号により事業承認者に報告するものとする。
- 4 1により報告を受けた事業承認者は、自然災害等の特別な事情によって、振興推進計画等に定めた取組が著しい縮小か中止に至った場合を除き、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を公表するものとする。なお、目標の達成状況が低調な場合とは、次のいずれかに該当するものとする。
- (1)事業開始年度から目標年度までの期間において、同計画で定めた目標のうち雇用及び就労の達成率が3年続けて70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合
- (2) 事業実績が、振興推進計画等に定めた取組内容に予定する実績の50%に満たない場合
- 5 目標年度における目標の達成率が 100%未満であった事業実施主体は、 目標年度の翌年度の 12 月末日までに別紙様式第 12 号により改善計画を 事業承認者に提出するものとする。
- 6 目標年度における目標の達成率が50%未満の場合にあっては、事業承認者は事業実施主体に対して目標年度の翌年度中に重点的な指導、助言等を行うものとする。

ただし、4に定める重点的な指導、助言と重複する場合を除くものと する。

第10 事業の状況報告等

- 1 事業実施主体は、適切な事業の執行に努めるとともに、事業の遂行状況及び事業完了後の取組状況について事業承認者から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- 2 事業承認者は、交付対象施設の処分制限期間内において、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、別表2の事項2の事業について、選定要件3又は4に定める要件を満たしていない場合や、別紙様式第1号の4で定めた目標が未達成である場合、その他の適正化法に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 事業承認者は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見 込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は 一部を振興推進計画等の承認年度に遡って返還することを求めるものと する。

第11 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる1から5までの施策との連携に努めるものとする。

1 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1

項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第 21 条第 1 項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第 39 条第 1 項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた施 策

- 2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第2に定める地域別農業振興 計画に基づく施策
- 3 デジタル田園都市構想国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等(その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。)又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域(その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。)において実施される施策
- 4 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第1項に定める地域再生 計画に基づく施策
- 5 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国 土強靭化基本法(平成 25 年法律第 95 号)第 13 条に定める国土強靭化地 域計画に基づく施策

別表 1

事業名	事項	事業内容	事業実施主体	事業実施期 間 (支援期 間)
農山漁村発イノベーション推進事業	1 農福連携型のうち農福連携支援事業	農福連携に取り組む農林水産物生産施設等の管理者及び当該施設に従事する障害者等による以下の取組ア専門家の指導により農林水産物の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等を習得するための研修、視察、ユニバーサル農園の開設、運営、移動式トイレの導入等イ分業体制の構築並びに作業手順の図化及びマニュアル作成	農法人動法人、、協組を福営船利社団法 地協漁門 といい はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま がい はい	最大2年間
農山漁村発イノベーション整備事業	2 農福連携型	障害者等の雇用又は就労を目的とする農林水産物生産施設(簡易な農地の整備を含む。)、農林水産物の加工販売施設若しくは高齢者の生きがいの創出及びリハビリを目的とした農林水産物生産施設又はそれらの附帯施設(休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、衛生設備、安全設備等)の整備	業者の組織する団 体、民間企業	
農山漁村発 イノベー ション推進 事業	3 農福連携型のうち普及啓 発・専門人材育成推進対策 事業 (1)普及啓発等推進事業	(1)普及啓発等推進事業 農福連携の全国展開に向け、農福連携 の普及啓発等を推進する取組及び農林水 産業と新たな福祉分野との連携等による 農福連携の推進に係る取組		最大1年間
	(2)都道府県専門人材育成 支援事業	(2) 都道府県専門人材育成支援事業 ア 農林水産業の現場における障害者の雇用又 は就労に関して農林水産業経営体、障害者就 労施設の指導員、障害者本人に対し障害特性 を踏まえた具体的な実践手法等をアドバイス する専門人材(農福連携技術支援者)の育成 及び派遣を行う取組	都道府県	

イ 障害者就労施設等による農作業の請負等	
(施設外就労) のマッチングを支援する人材	
の育成を行う取組	

別表 2

事業名	事 項	選定要件	交付率及び助成額
農山漁村発	1 農福連携型のうち農福連携	事項1及び2の事業を行う場合にあっては、	1 交付率は、定額とする。
イノベー	支援事業	1から7までの要件を全て満たすこと。	
ション推進			2 各年度の助成額の上限は、一事業実施主
事業		1 農林水産物等の生産、地域内での販売等、地	体当たり150万円とする。ただし、事項2
		域コミュニティへの貢献及び地域交流に係る取	に掲げる事業の整備メニューのうち経営支
		組並びに障害者等の作業の内容に係る通年計画	援と併せて実施する場合にあっては、各年
		を策定すること。	度の助成額の上限は、一事業実施主体当た り 300 万円とする。
		2 事業実施主体が農福連携の取組により障害者	
		等を受け入れる農林水産物生産施設等の存する	3 分業体制の構築及び作業マニュアル作成
		土地が都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第	を行う場合にあっては、40万円を助成の上
		7条第1項に規定する市街化区域内にある場合	限として、事業開始年度の助成額に加算で
		にあっては、次に掲げるいずれかの土地を利用	きるものとする。
曲儿次基本家	0 申记字楼刊	していること。	1 交付率は、2分の1以内とする。
農山漁村発	2 農福連携型	(1)生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3 条第1項に規定する生産緑地地区内の農地	1 - 父何挙は、2分の1以内とする。
ション整備		(2) 都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき定め	 2 一事業実施主体当たりの助成額の上限
事業		られた基本方針、都市緑地法(昭和48年法律	は、整備メニューごとに次のとおりとす
7 /		第72号) 第4条第1項の規定に基づき定めら	る。 - る。
		れた基本計画等において、保全の方針が示さ	(1) 簡易整備(比較的安価な設備投資によ
		れている農地	る農林水産物生産施設及び附帯施設の整
		(3)農地以外の土地であって、都市計画法等に	備)については、200万円とする。
		より農福連携の取組を行う農林水産物生産施	(2) 高度経営(収益性の高い複合的な経営
		設等としての利用が認められている土地	形態の導入又は農林水産物の生産、加
			工、販売等を併せて行う農林水産物生産
		3 目標年度までに、事業実施主体が整備した農	施設等の整備)については、1,000 万円
		林水産物生産施設等で作業に従事する障害者又	とする。
		は生活困窮者の人数が5名以上増加すること。 ただし、生活困窮者を含む場合その過半数は障	(3)経営支援(農福連携の取組を通じて経
		たたし、生価函期有を含む場合をの週十級は障	営改善を積極的に進めるために必要となる る農林水産物生産施設等の整備)につい
		一百仕へめるものとりる。	ては、2,500万円とする。ただし、第3
			(1a, 2,000 /J 1 C y Jo /C/C U, \$\frac{1}{2}\tau

		また、事項1の事業において、事業内容がユニバーサル農園の開設及び運営のみである場合は、前段及び4において「農林水産物生産施設等で作業に従事する」を「ユニバーサル農園で農作業を体験する」と読み替える。	の2の(2)のエに掲げる(ア)から (エ)までの条件を満たす場合に限る。 (4)介護・機能維持(高齢者の介護、機能 維持、機能改善等の介護福祉を目的とし た農林水産物生産施設及び附帯施設の整 備)については、400万円とする。
		4 事業実施主体が整備した農林水産物生産施設 等で作業に従事する者が障害者ではなく高齢者 である場合にあっては、目標年度までに、当該 施設を利用する高齢者の数が5名以上増加する こと。	
		5 原則として、事項1の事業と事項2の事業は、併せて実施すること。	
		6 事項2の事業において整備する施設のうち、 農林水産物生産施設及び農林水産物加工・販売 施設の整備への助成については、障害者等が当 該施設における作業行程に携わる部分に限る。	
		7 第5に掲げる基準に適合するものであるこ と。	
		※ 上記1の「地域内」とは、農福連携の取組を 行う農林水産物生産施設等が所在する市区町村 の区域内をいう。	
農山漁村発 イノベー ション推進 事業	3 農福連携型のうち普及啓 発・専門人材育成推進対策事 業	(1) 普及啓発等推進事業 農福連携の全国展開に資する取組であること。 これに加えて、普及啓発の取組のうちプロ	(1) 普及啓発等推進事業 ア 交付率は、定額とする。 イ 取組ごとの上限は、農村振興局長が 別に定める公募要領によるものとす
	(1) 普及啓発等推進事業 (2) 都道府県専門人材育	モーションを行うものにおいては、農林水産 業や福祉に関するものについてマスメディア による無償の報道実績及びソーシャル・ネッ	る。 (2) 都道府県専門人材育成支援事業 ア 交付率は、定額とする。
	支援事業		

	トワーキング・サービスによる発信実績があり、これらの取組を継続すること。 (2) 都道府県専門人材育成支援事業 ア 都道府県単位における農福連携の推進強 化に資する取組であること。 イ 別表1の事項3の事業内容(2)の取組 については、アのほか第5に掲げる基準に 適合するものであること。	イ 一事業実施主体当たりの助成額の上 限は、500万円とする。
--	--	------------------------------------

別表3

農山漁村発イノベーション推進事業(農福連携型) 及び農山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)に係る事業承認者

		事業実施主体の区分	事業承認者
		「発イノベーション推進事業(農福連携型のう 「携支援事業)及び農山漁村発イノベーション	
整備	事業	(農福連携型)	
	北海	道に所在する事業実施主体	農村振興局長
	沖縄	見県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合 事務局長
	その	他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
		発イノベーション推進事業(農福連携型のう 発・専門人材育成推進対策事業)	
	普及	· 啓発等推進事業	農村振興局長
	都道	百府県専門人材育成支援事業	
		北海道	農村振興局長
		沖縄県	内閣府沖縄総合 事務局長
		その他の都府県	地方農政局長

文書番号 (任意記載)				
提出年月日	令和	年	月	目

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	
	1
申請先	

事業開始年度 令和 年度

農山漁村振興推進計画及び事業計画 承認申請

(農福連携型)

- 1 取組メニュー
 - ① 農山漁村発イノベーション推進事業 (農福連携型のうち農福連携推進事業)
 - ② 農山漁村発イノベーション整備事業 (農福連携型)

農山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)を実施 する場合は、整備メニュー欄(注)に記載してください。

整備メニュー

注 整備メニューについては、以下のいずれかから該当するものを選択してください。

- ・簡易整備
- 高度経営
- ・経営支援
- · 介護·機能維持

2 事業実施主体等

フリガナ			
団体等名称			
氏名フリガナ			
代表者役職及び氏名			
氏名フリガナ			
連絡窓口担当者役職及び	バ氏名 ^(注1)		
団体等の主たる事務所の	所在地		
団体等の連絡先 TEL			
団体等の連絡先 E-mail			
法人番号			
構成員となる個人・団体 又は連携する個人・団体 (注2,注3)	法人形態等	主な活動	所在地 (市町村)

- 注1 連絡窓口担当者が代表者と同一の場合は記入する必要はありません。
- 注2 地域協議会で応募する場合には、その構成員を「構成員となる個人・団体又は連携する個人・団体」欄に記入してください。
- 注3 事業実施主体(団体)と連携する団体等があれば、その連携団体等を「構成員となる個人・団体又は連携する個人・団体」欄に記入してください。その際は、構成員となる個人・団体又は連携する個人・団体の別が分かるように記入してください。
- 注4 「法人形態等」には、地域住民団体、農林漁家団体、NPO 法人、株式会社、個人(農林漁業従事者)、社会福祉法人、民間企業、行政機関等の別を記入してください。
- 注5 作成の際は、必要に応じ複数ページとなるよう行を追加することも可能です(以下同じ。)。

3	地域の概要	要及び誤	果題			
4 「	本事業の目	目的・必	必要性と取組の概念	要		
		D趣旨を路	る いまえつつ、解決すべき訳	果題や、その課題を解決・	するための取組内容につ	いて記入してくださ
5	い。					
Ţ	 目標					
	目 村評価指標	票単位	現在 (令和〇年度)	1 年目 (令和○年度)	2年目 (令和○年度)	3年目 (目標年度) (令和○年度)
	障害者等の 雇用者数	人				(月刊七十次)
	障害者等の 就労者数	人				
	売上高	円				
	交流人口	人				
	[目標値の根	拠・計済	則方法等]			

目標値の根拠・計測方法等

目

標

障害者等の雇用者数	
障害者等の就労者数	
売上高	
交流人口	

- 注1 「目標」には、事業内容に応じた評価指標を設定してください。また、現在(事業実施前)の状況、1年目、 2年目、3年目(目標年度)の目標値を定量的に記入するとともに、その根拠や計測方法を必ず記入してください。
- 注2 事業実施主体における障害者等の雇用者数(又は就労者数)、売上高及び交流人口は必須目標となります。 なお、取組内容がユニバーサル農園の開設、運営のみに係るものである場合には、障害者等の雇用者数又は 就労者数を「当該農園以外で雇用に至る障害者等の数又は就労に至る障害者等の数」として設定してくださ い。
- 注3 事業実施主体が障害者就労施設の場合は、障害者等の雇用者数(又は障害者等の就労者数)及び売上高は農林水産業に関わる取組の数値を記入してください(農林水産業に関わらない分の数値は合算しないでください。)。
- 注4 農山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)については、障害者等の雇用又は就労を通じた農林水産 業経営の発展に必要となる農林水産物生産施設等の整備を支援するものであることに鑑み、目標年度以降にお いても施設の処分制限期間内は障害者等の雇用又は就労を維持してください。

なお、事業承認者は、交付対象施設の処分制限期間内において、実施要領別記5の別表2の事項2の事業について、選定要件3又は4に定める要件を満たしていないことが確認された場合や、目標が未達成であることが確認された場合には、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、改善に向けた指導を行います。この指導の結果、障害者の雇用及び就労の状況が改善されない又は改善の見込みがない場合には、本交付金の返還を求めます。

6 事業実施内容

1	年	日	(令和○度)

[具体的な取組内容] (注1)

[取組内容ごとの実施スケジュール]

L : 17 471	E-Miller Still C C 19 ye/liler 19 1 C C 19 ye/liler 19 ye/liler 19 1 C C 19 ye/liler 19 1 C C 19 ye/liler 19 1 C C												
番号	取組内容 (注2)	スケジュール											
留り		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1													
2													
3													
4													
5													

[取組内容ごとの実施予定数等]

番号	取組内容 (注2)	実施予定	主要な	
田田石		数量	単位	取組
1				

2		
3		
4		
5		

2年目(令和○年度) [具体的な取組内容] (注1)

[取組内容ごとの実施スケジュール]

番号	景 取組内容 ^(注2)	スケジュール											
田田石		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1													
2													
3													
4													
5													

[取組内容ごとの実施予定数等]

番号	取組内容 ^(注2)	実施予定	主要な		
笛勺	以祖(1)台	数量	単位	取組	
1					
2					
3					
4					
5					

3年目(令和○年度) [具体的な取組内容] (注1)

[取組内容ごとの実施スケジュール]

番号	取組内容 (注2)	スケジュール											
留り		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1													
2													
3													
4													
5													

[取組内容ごとの実施予定数等]

-T 17	野如中央 (注2)	実施予定	主要な	
番号	取組内容 (注2)	数量	単位	取組
1				
2				
3				
4				
5				

注1 [具体的な取組内容] は、実施する取組メニュー (ソフト・ハード) 毎に記載し、以下の点を具体的に記載してください。

また、取組が目標の達成にどのように寄与するのかが分かるように記載してください。

- ① 農山漁村発イノベーション推進事業(農福連携型のうち農福連携支援事業)を実施する場合は、取組技術習得のための研修、マニュアル作成等の障害者等が働きやすくなるための具体的な取組内容等
- ② 農山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)を実施する場合は、整備する施設の概要、整備した施設で障害者等が従事する作業の内容等
- 注2 表内の取組内容の欄は簡潔に記入し、併せて取組メニューごとの実施予定の数量及び単位を記載してください。 「主要な取組」の欄には、取組のうち「4 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で特に寄与すると考えられるものについて、「○」を付してください。

7 年度別事業計画とその経費の内訳(※積算資料を添付して下さい。)

1年目(令和○年度))の取組内容と	主な経費			単位:千円
取組内容 (注1)	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	計算式等 (注2)
	1=2+3+4	2	3	4	
合 計					
2年目(令和〇年度))の取組内容と	主な経費			単位:千円
取組内容 (注1)	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	計算式等 (注2)
	1=2+3+4	2	3	4	рт эт - ч ()
合 計					
3年目(令和○年度))の取組内容と	主な経費			単位:千円
取組内容 ^(注1)	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	計算式等 (注2)
	1=2+3+4	2	3	4	
合 計					

備 考 (注3)	他の補助金等: 自己資金調達先:

- 注1 「6 事業実施内容」との内容の整合を図ってください。
- 注2 経費積算の根拠(単価、員数、日数等を明記した計算式等)を記載してください
- 注3 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体及び事業の名称等を備考欄に記載してください。 自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記載してください。

また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記載してください。

- 注4 交付金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となります。
- 注5 事業の一部を他の民間団体に委託する場合は、該当部分の経費が分かるように記載してください。
- 注6 謝金及び賃金については、単価とその単価が妥当で適正であることを示す根拠資料 (謝金規程や雇用契約に 基づく時間当たりの賃金単価等)を添付してください。

8 整備計画及び利用計画

施設等名	整備内容	箇所数	面積	機能等 (注1)	耐用年数	雇用・就 労者 数 ^(注2)

- 注1 「機能等」には、整備する施設の活用方法(目的、役割等)を記入してください。
- 注2 「雇用・就労者数」には、目標年度における当該施設で作業に携わる又は当該施設を利用する障害者等の人数を記入してください。

また、ユニバーサル農園に係る施設のみを整備する場合は、当該ユニバーサル農園を利用する障害者等の人数を記入してください。

- 注3 事業量及び事業費の見積書等、積算資料を添付してください。
- 注4 工程表を添付してください。

9 償還計画

単位:千円

年 度	期首残高	借り入れ又は 償還の額	期末残高

融資条件		
------	--	--

注 融資を受けた日の属する年度から償還が終了する日の属する年度までの計画を記入してください。

10 創意工夫等

	川意工夫、事業終了後の展開可能性等、その他特記事項につ	いて 10 行以内
で記入してください。		
事業の実施体制及び役割分担	<u> </u>	_
[実施体制図]		
[会計事務の審査体制]		
[会計事務の審査体制] 通常の審査体制	代表者が不在となった時の地位承	継者
	代表者が不在となった時の地位承代表者	継者
通常の審査体制		継者
通常の審査体制 代表者	代表者	継者
通常の審査体制 代表者 運営責任者	代表者 運営責任者	継者
通常の審査体制 代表者 運営責任者 事務局長	代表者 運営責任者 事務局長	継者
通常の審査体制 代表者 運営責任者 事務局長 経理責任者	代表者 運営責任者 事務局長	継者
通常の審査体制 代表者 運営責任者 事務局長	代表者 運営責任者 事務局長	継者

- 注2 連携する地方公共団体(都道府県、市町村)、研究機関等があれば(予定を含む)、実施体制図にそれぞれの役割を 含めて記載してください。
- 注3 事業実施主体の代表者、運営責任者(プロジェクトマネージャー)、事務局長又は経理責任者が不在となった場合の 地位承継者を必ず記入してください。また、代表者、運営責任者(プロジェクトマネージャー)、事務局長及び経理責 任者の経歴や実績の分かる資料を添付してください。
- 注4 委託を行う場合は、委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記してください(事業全体の企画及び立案並びに根 幹に関わる執行管理について委託をすることはできません)。

文書番号 (任意記載)					
提出年月日	令和	年	月	目	

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	
申請先	

事業開始年度 令和 年度

農山漁村振興推進計画及び事業計画 承認申請 (農福連携型)

1 取組メニュー

① 農山漁村発イノベーション推進事業	
(農福連携型のうち普及啓発等推進事業)	ŀ
② 農山漁村発イノベーション推進事業	1
(農福連携型のうち都道府県専門人材育成支援事業)	

農山漁村発イノベーション推進事業(農福連携型のうち普及啓発等推進事業) を実施する場合は、該当メニュー欄(注)に記載してください。

該当メニュー

注 該当メニューについては、別途公募要領に定めるメニューから該当するものを選択してください。

2 事業実施主体等

フリガナ	
団体等名称	
氏名フリガナ	
代表者役職及び氏名	
氏名フリガナ	
連絡窓口担当者役職及び氏名 (注1)	
団体等の主たる事務所の所在地	
団体等の連絡先 TEL	
団体等の連絡先 E-mail	
法人番号	

注1 連絡窓口担当者が代表者と同一の場合は記入する必要はありません。

3	事業実施主体の概要
L	
4	本事業の目的・必要性と取組の概要
5	成果目標及び効果
注	E1 達成すべき成果目標及び効果について定量的に記入してください。
注	E2 1から3までを踏まえて設定した成果目標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後で比較し、検証
	する方法を記載してください。
6	事業実施内容
	[具体的な取組内容]
	「取組内容ごとの実施スケジュール〕

スケジュール

番号

取組内容

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月
1												
2												
3												
4												
5												
			•	•							•	

注 取り組もうとしている内容について、取組の時期、規模、場所、対象者(数)、方法等を含めて具体的に記載してください。

取組内容ごとに、実施スケジュールを記載してください。

7 事業計画とその経費の内訳(※積算資料を添付して下さい。)

単位:千円

取組内容 (注1)	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等	自己資金	計算式等 (注2)
合 計					

他の補助金等: 備 考 ^(注3) 自己資金調達先:

- 注1 「6 事業実施内容」との内容の整合を図ってください。
- 注2 経費積算の根拠(単価、員数、日数等を明記した計算式等)を記載してください
- 注3 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体及び事業の名称等を備考欄に記載してください。 自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記載してください。 また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記載してください。
- 注4 交付金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となります。
- 注5 事業の一部を他の民間団体に委託する場合は、該当部分の経費が分かるように記載してください。
- 注6 謝金及び賃金については、その単価等が分かる資料(謝金規程や雇用契約に基づく時間当たり単価等)を 添付してください。

8	創意工夫等

己入してください。
った時の地位承継者
(4

- 注2 連携する地方公共団体(都道府県、市町村)、研究機関等があれば(予定を含む)、実施体制図にそれぞれの役割を記載してください。
- 注3 事業実施主体の代表者、運営責任者(プロジェクトマネージャー)、事務局長又は経理責任者が不在となった場合の 地位承継者を必ず記入してください。また、代表者、運営責任者(プロジェクトマネージャー)、事務局長及び経理責 任者の経歴や実績の分かる資料を添付してください。
- 注4 再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記すること(事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託をすることはできません)。

環境負荷低減のチェックシート(農業者)

- ①農山漁村振興交付金は、事業実施期間中において、次の $1\sim5$ の取組の全ての項目を実施することが要件となっています(ただし、該当しない取組を除きます)。
- ②事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄(申請欄)に**√**を記入してください。

なお、◎の取組については、実施することが必須となっています。

1	適正な施肥	チェック欄
	○肥料を活用する場合は、肥料の適正な保管と使用状況等の	申請時
	記録・保存に努める。(該当しない□)	
	○作物の特性やデータに基づく施肥の設計を検討する。	
	(該当しない□)	
	○有機物の適正な施用による土づくりを検討。	
	(該当しない□)	
2	適正な防除、悪臭及び害虫の発生防止並びに生物多様性への悪	
	影響の防止	
	○農薬を活用する場合は、農薬の適正な使用と保管、使用状	
	況等の記録・保存に努める。(該当しない□)	
	○病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタ	申請時
	イミングの判断に努める。(該当しない□)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	○病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討すると	
	ともに、多様な防除方法(防除資材、使用方法)を検討す	
	る。(該当しない□)	
	○病害虫・悪臭の発生防止・低減に努める。	
	(該当しない□)	
3	エネルギーの節減	
	○農機具、ハウス等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存	
	に努める。(該当しない□)	申請時
	○省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしな	
	い(照明、空調、ウォームビズ・クールビス、排ガス対策機	
	械の利用等)(該当しない□)	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用及び適正な処分	
	○プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチッ	申請時
	ク等の廃棄物が発生する場合は、関係法令に応じた処分等に	
	努めるなど適切に対応する。(該当しない□)	
5	環境関係法令の遵守	
	◎みどりの食料システム戦略を理解する。	
	○適切な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止、エネルギー	申請時
	の節減、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な	
	処分、生物多様性への悪影響の防止等に際して、関連する法	
	令を遵守する。(該当しない□)	

○農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施及び正 しい知識に基づく作業安全に努める。(該当しない□)

環境負荷低減のチェックシート(畜産業者)

- ①農山漁村振興交付金は、事業実施期間中において、次の $1 \sim 5$ の取組の全ての項目を実施することが要件となっています(ただし、該当しない取組を除きます)。
- ②事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄(申請欄)に**√**を記入してください。

なお、◎の取組については、実施することが必須となっています。

	10、 ⑤の状性に 20 では、 矢旭り ひことが 近人になっていより。	
1	適正な施肥及び防除	チェック欄
	○飼料の生産を行う場合は、肥料及び農薬の適正な保管と使	申請時
	用状況等の記録・保存に努める。(該当しない□)	
	○飼料の生産を行う場合は、病害虫・雑草が発生しにくい生	
	産条件の整備を検討する。(該当しない□)	
2	悪臭及び害虫の発生防止	
	○悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。(該当しない□)	申請時
	○飼養頭数が一定規模以上の場合、家畜排せつ物の管理基準	
	を遵守する。(該当しない□)	
3	エネルギーの節減	_L_ ~++ p_L
	○畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際	申請時
	して、不必要・非効率なエネルギーは消費しない。	
	(該当しない口)	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用及び適正な処分、生物多	
	様性への悪影響の防止	
	○プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチッ	<u> </u>
	ク等の廃棄物が発生する場合は、関係法令に応じた処分等に	申請時
	努めるなど適切に対応する。(該当しない□)	
	○特定事業場の場合、排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守	
	する。(該当しない口)	
5	環境関係法令の遵守	
	◎みどりの食料システム戦略を理解する。	
	○適切な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止、エネルギー	
	の節減、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な	
	処分、生物多様性への悪影響の防止等に際して、関連する法	
	令を遵守する。(該当しない□)	申請時
	○GAP や HACCP について理解を深めるとともに、実践可能な	
	取組を検討する。(該当しない□)	
	○アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方	
	を認識している。(該当しない□)	
	○農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施及び正	
	しい知識に基づく作業安全に努める。(該当しない□)	

環境負荷低減のチェックシート(林業者)

- ①農山漁村振興交付金は、事業実施期間中において、次の $1 \sim 5$ の取組の全ての項目を実施することが要件となっています(ただし、該当しない取組を除きます)。
- ②事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄(申請欄)に**√**を記入してください。
 - ◎の取組については、実施することが必須となっています。

なお、該当しない取組については、チェック欄(申請時)は空欄のままにしてくだ さい。

1	適正な施肥及び防除、悪臭及び害虫の発生防止	イ 5-18B
	○種苗の生産を行う場合は、肥料の適正な保管と使用状況等	チェック欄
	の記録・保存に努める。(該当しない□)	 申請時
	○農薬を使用する場合は、農薬の適正な使用・保管と使用状	
	況等の記録・保存に努める。(該当しない□)	
	○悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。(該当しない□)	
2	エネルギーの節減	
	○林業機械や施設の電気及び燃料の使用状況の記録・保存に	
	努める。(該当しない□)	申請時
	○省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしな	
	い(照明、空調、ウォームビズ・クールビス、排ガス対策機	
	械の利用等) (該当しない□)	
3	廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用及び適正な処分	
	○廃棄物の削減に努め、廃棄物が発生する場合は、関連する	申請時
	環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。	1 日 日
	(該当しない□)	
	○未利用材の有効活用を検討する。(該当しない□)	
4	生物多様性への悪影響の防止	
	○生物多様性への影響が想定される事業等を実施する場合	申請時
	は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。	
	(該当しない□)	
5	環境関係法令の遵守	
	◎みどりの食料システム戦略を理解する。	
	○適切な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止、エネルギー	
	の節減、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な	申請時
	処分、生物多様性への悪影響の防止等に際して、関連する法	
	令を遵守する。(該当しない□)	
	○林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施及び正	
	しい知識に基づく作業安全に努める。(該当しない□)	

環境負荷低減のチェックシート(漁業者)

- ①農山漁村振興交付金は、事業実施期間中において、次の $1 \sim 5$ の取組の全ての項目を実施することが要件となっています(ただし、該当しない取組を除きます)。
- ②事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄(申請欄)に**√**を記入してください。

なお、◎の取組については、実施することが必須となっています。

1	適正な施肥及び防除、悪臭及び害虫の発生防止	
	○藻場の維持管理等のための施肥を行う場合は、肥料の適正	4
	な保管と使用状況等の記録・保存に努める。	チェック欄
	(該当しない口)	Hı ⇒≠ π+:
	○養殖を行う場合は、水産用医薬品の適正な使用に努める。	申請時
	(該当しない□)	
	○悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。(該当しない□)	
2	エネルギーの節減	
	○漁船や機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存に努	
	める。(該当しない口)	++ =± r+
	○省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしな	申請時
	い(照明、空調、ウォームビズ・クールビス、排ガス対策機	
	械の利用等) (該当しない□)	
3	廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用及び適正な処分	
	○プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチッ	
	ク等の廃棄物が発生する場合は、関連する環境法令に応じた	⊢, ≥±, r+
	処分等に努めるなど適切に対応する。(該当しない□)	申請時
	○養殖を行う場合は、生産給餌から配合飼料への転換若しく	
	は飼料の効率の向上による給餌量の削減を検討する。	
	(該当しない口)	
4	生物多様性への悪影響の防止	
	○資源管理協定を締結している場合は、資源管理協定を遵守	
	する。(該当しない□)	rh ≑ ≢π±:
	○養殖を行う場合は、人工種苗の生産技術が確立した魚種に	申請時
	ついて、人工種苗の使用を検討する。(該当しない□)	
	○漁場改善計画を策定している場合は、漁場改善計画を遵守	
	する。(該当しない口)	
5	環境関係法令の遵守	
	◎みどりの食料システム戦略を理解する。	申請時
	○適切な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止、エネルギー	
	の節減、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な	

処分、生物多様性への悪影響の防止等に際して、関連する法令を遵守する。(該当しない□) ○漁船等の装置・車両の適切な整備と管理の実施及び正しい知識に基づく作業安全に努める。(該当しない□)

環境負荷低減のチェックシート (その他民間事業者等)

- ①農山漁村振興交付金は、事業実施期間中において、次の $1\sim5$ の取組の全ての項目を実施することが要件となっています(ただし、該当しない取組を除きます)。
- ②事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄(申請欄)に**√**を記入してください。

なお、◎の取組については、実施することが必須となっています。

1	適正な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止○農産物の調達を行う場合は、環境負荷低減に配慮した農産	チェック欄
	物等の調達を検討。(該当しない□)	申請時
	○肥料・飼料等の製造を行う場合は、悪臭・害虫の発生防	円前时 □
	止・低減に努める。(該当しない□)	
2	エネルギーの節減	
	○施設・機械・器具等の電気・燃料の使用状況の記録・保存	
	に努める。(該当しない口)	
	○省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしな	申請時
	い(照明、空調、ウォームビズ・クールビス、排ガス対策機	
	械の利用等)(該当しない□)	
	○環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。	
_	(該当しない口)	
3	廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用及び適正な処分	
	○プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチッ	申請時
	ク等の廃棄物が発生する場合は、関連する環境法令に応じた	
	処分等に努めるなど適切に対応する。(該当しない□)	
	○資源の再利用を検討する。(該当しない□)	
4	生物多様性への悪影響の防止	
	○生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合	++ =≠ ++
	は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。	申請時
	(該当しない□)	
	○水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合は、排水	
	処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。(該当しない□) ■ 英間なけるの第2	
5	環境関係法令の遵守	
	◎みどりの食料システム戦略を理解する。○適切な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止、エネルギー	
	の節減、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な	
	処分、生物多様性への悪影響の防止等に際して、関連する法	 申請時
	令を遵守する。(該当しない□)	
	○環境配慮の取組方針の策定や研修による知見・情報の収集	
	に努める。(該当しない口)	
	○機器等の適切な整備と管理の実施及び正しい知識に基づく	
	作業安全に努める。(該当しない口)	

文書番号(任意記載)					
提出年月日	令和	年	月	日	

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	
提出先	

年度別事業計画 (農福連携型)

事業開始年度	令和○年度
目標年度	令和○年度

【取組メニュー】

農山漁村発イノベーション推進事業 (農福連携型のうち農福連携支援事業)	
農山漁村発イノベーション整備事業 (農福連携型)	

注 当該年度に実施するメニューを選択してください。

1 事業実施内容

令和●年度 (実績)	
令和●年度 (計画)	

2 交付金額等(円)

	農山漁村発イノベーション推進事 業(農福連携型のうち農福連携支 援事業) (ソフト)		農山漁村発イ <i>ノ</i> 事業(農福連携	ベーション整備型) (ハード)
令和●年度(実績)	事業実績額	交付実績額	事業実績額	交付実績額
令和●年度(計画)	事業予定額	交付予定額	事業予定額	交付予定額

番号年月日

農村振興局長 殿

事業承認者

令和●年度農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち農山 漁村発イノベーション推進事業(農福連携型)及び農山漁村発イノベーション 整備事業(農福連携型)の農山漁村振興推進計画及び事業実施計画(変更)の 報告について

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領(令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)別記5の第3の2の(5)の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

番号年月日

農村振興局長 殿

事業承認者

令和●年度農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち農山 漁村発イノベーション推進事業(農福連携型のうち農福連携支援事業)及び農 山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)の年度別事業実施計画の報告 について

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領(令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)別記5の第3の2の(5)の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

文書番号 (任意記載)					
提出年月日	令和	年	月	日	

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	
提出先	

工事の着手届 (農福連携型)

実施年度	令和○年度
------	-------

施設等名	
事業内容 (事業量、規模等)	
着手予定場所	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
施行方法	アイテムを選択してください。
工事監理者	

(注) 工程表を添付してください。

文書番号 (任意記載)					
提出年月日	令和	年	月	日	

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	
提出先	

工事の完了届 (農福連携型)

施設等名	
事業内容 (事業量、規模等)	
着手場所	
着手年月日	
完了年月日	
関係法令 検査年月日	○○法:
竣工検査年月日	
引き渡し年月日	
施行方法	
請負業者名	
工事監理者	

文書番号(任意記載)					
提出年月日	令和	年	月	日	

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	
提出先	

交付金により取得し又は効用の増加した施設等に係る増築等の届 (農福連携型)

1 増築等の理由		
2 増築等に係る施設等		
(1)所在地		
(2)構造、規格、 規模等		
(3)事業費	ア 交 付 金:	円
	イ その他の負担金等:	円
(4)取得年月日		
3 増築等の概要		
(1) 事項		
(2)事業費の 負担区分		
(3)着手予定時期		
(4) 増築等の効果		

[添付資料]

- 1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の写し
- 2 収支計画
- 3 建物の平面図及び側面図並びに増設配置図
- 4 財産管理台帳の写し
- 5 管理規定又は利用規程
- 6 その他農村振興局が必要と認める書類

文書番号 (任意記載)					
提出年月日	令和	年	月	日	

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	
提出先	

事業評価書 (農福連携型)

農山漁村発イノベーション推進事業 (農福連携型のうち農福連携支援事業)	
農山漁村発イノベーション整備事業	
(農福連携型)	

注) 評価対象年度に実施したメニューを選択してください。

1 事業概要

• 事業目的	
• 事業費	円
• 交付額	円
・事業着手日	令和 年 月 日
・事業完了日	令和 年 月 日

注) 評価対象年度に係る事項のみ記載すること。

2 取組事業

	計画				実績		
番号	取組内容	実施予		主要な	実施数 (②)	実施率 (%)	
		数量	単位	取組		(2/1)	
1							
2							
3							
4							
5							

注) 「計画」の欄には、計画書に記載した取組内容、実施予定数、主要な取組を転記することとし、「実績」の欄には、各取組の実績としての実施数を記載する。

目標値	実績値	達成率 (%)
		22/20 1 (707

4	実施体制
<補	非足事項>
注)	
5	その他の事項
6	所見
注)	上記の状況を踏まえて、次年度以降の活動において留意する事項等を記載する
	こと。
-	42 TV VP VO
7	参考資料
<u>上</u> 注)	

注) 各取組の実施状況が分かる写真や資料があれば添付すること(A4 判 1 、 2 枚程度)。

番号年月日

農村振興局長 殿

事業承認者

令和●年度農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち農山 漁村発イノベーション推進事業(農福連携型のうち農福連携支援事業)及び農 山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)の事業の評価の報告について

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領(令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)別記5の第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

番号年月日

農村振興局長 殿

第三者機関名 (農福連携型) 代表者名

令和●年度農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち農山 漁村発イノベーション推進事業(農福連携型のうち農福連携支援事業)及び農 山漁村発イノベーション整備事業(農福連携型)の事業の評価に関する意見の 報告について

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領(令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)別記5の第9の3の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

文書番号 (任意記載)					
提出年月日	令和	年	月	日	

事業実施主体名			
代表者役職及び氏名			
八次有"区棚及U"5C有			
提出先			
	- Leville - L. Mart I	ı	
	事業改善計画 (農福連携型)		
1 目標の達成状況			
目標項目	目標値 (令和●年度)	達成状況 (令和●年度)	
2 目標未達成の主な要因・理由			
注) 目標未達成の要因が気象災害 ぼしたのかを分析するなどして		合、それがどの	ように影響をか
3 改善計画			
【2の主な要因・分析を踏まえた目標	達成のための改善方法及	びスケジュールを	記述。】